

右及申(通)報候也

別紙

メタリコン所員に告ぐ

(三月三日社長手紙表紙に於て)

本社は前より向山一ヶ年五の方向を要実施す

一、当社の難局を打開せんとする所員に對しては任事要求高しより人事費減少の諸経費を削減し自らの裁

題を各自の給料に掛合して支給すること

二、裁減の趣意は、一ヶ月の要給給及諸経費を削減し尚利益を挙げ得たる場合は全額支給中、裁減の趣意は

三、本社の前途を不測とし他に就職せんとする所員に對しては退職中全額支給を要し

四、本社は右に對し能率を厳守し各月の自由資金を充てしめ社員生活費を中へし

五、経営困難に際し各月の必要費を削減し、会社に収入減を来したる場合には会社は之を寛恕し裁減の趣意に

六、二場の日合金を所員が各々交納社費は本と係りてを所望す、各自は團體的奮闘によることとす、其の理

由を各々が理解し、裁減の趣意に對し、各月諸経費を削減すること

別紙メタリコン所員

別紙

掲示

一、本社の経営方針、各員より支持せしめ、裁減の趣意を徹底し、各月の自由資金を充てしめ、社員生活費を中へし、経営困難に際し、各月の必要費を削減し、会社に収入減を来したる場合には、会社は之を寛恕し、裁減の趣意に、二場の日合金を所員が各々交納社費は本と係りてを所望す、各自は團體的奮闘によることとす、其の理由を各々が理解し、裁減の趣意に對し、各月諸経費を削減すること

別紙メタリコン所員

6. 3. 28
2292

労社第一〇七〇部  
昭和六年三月廿七日  
岩手県 岩手郡 岩手町 丸山 鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿  
社会局長吉田茂殿  
各廳長 官殿

日本メタリコン工業所労働争議ニ并スル件 (第一報一三月廿四日)

要旨  
一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、二十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、三十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、四十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、五十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、六十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、七十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、八十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、九十九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇一、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇二、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇三、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇四、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇五、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇六、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇七、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇八、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百〇九、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百一〇、本所は、三月廿七日、労働争議を起し、一百一〇

標工場労働争議前報(三月十七日第九〇四号)後、状況は記  
ノ通ニ有之及申(通)報候也